

第 2 期山形県イノシシ管理計画の一部変更の概要について

1 目的

これまで野生のイノシシにおける農作物被害対策は、被害に対して機動的な対応ができるよう、被害現場に最も近い市町村が中心となって行われてきた。しかし、イノシシは市町村の境界をまたいで移動するなど、単独の市町村による対策のみでは被害を十分に防止できない場合があり、効果的・効率的に被害を軽減していくためには、広域的な対策を実施することが重要である。

このような背景を踏まえ、令和 3 年 6 月、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律が成立した。その中で、市町村からの要請を踏まえて、都道府県自らが農作物被害の防止を目的とする個体数調整のための広域的な捕獲ができるよう都道府県の役割が拡大された。

法改正を踏まえ、本県においても、本計画の目標を達成するために必要と判断した場合、速やかにイノシシの生息状況や生息環境等に係る調査を実施し、農作物被害の防止を目的とした広域的な捕獲活動を行うことができるよう、本計画の一部を変更するものである。

2 主な変更箇所

本計画の 7 (4)「捕獲対策」及び 8「モニタリングの内容及び方法」に「広域捕獲活動支援事業」に関する規定を追加

【変更理由】

鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件として、「都道府県が作成する第二種特定鳥獣管理計画において、数の調整を目的として、農林水産業被害の防止のための捕獲が定められていること又は定められることが確実に見込まれること。」と定められているため、広域捕獲活動支援事業を早期に実施することができるよう、本計画を一部変更することとしたもの。